

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画策定に係るパブリックコメントの結果について

この度、「第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」を策定するにあたり、広く皆様のご意見を参考にするため、パブリックコメントを実施しましたので、その結果を公表します。

1 パブリックコメント募集の概要

- (1) 募集期間 令和3年2月5日（金）から2月19日（金）まで
(2) 募集方法 持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出
※資料は市公式サイトに掲載のほか、紙媒体の資料を人権政策課、市民課、各人権文化センター、関金支所、市立図書館、各地区公民館に配架
(3) 応募数 38件

2 パブリックコメントの内容と市の考え方

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | 第3 男女の人権 1 現状と課題 「性差の無い市民の声」とは？文面から「女性の声」に修正が妥当ではないかと思います。第6次くらよし男女共同参画プランの施策の方向として、審議会等への女性の積極的登用を推進することが明記されている。 | 「家庭や地域における男女の役割に著しい偏りがあり、また市政運営に女性の声を反映させるための審議会等の委員の登用や自治公民館等地域活動を担う役員の女性就任割合は低迷していることから、」に修正します。 |
| 2 | 第3 男女の人権 2 基本方針 (5) 就労・雇用の促進 「育児休業の推進に努めます。」は、「男性の育児休業取得の促進に努めます。」に修正が分かりやすいのではと思います。第6次くらよし男女共同参画プランの施策の方向として、家事・育児・介護への男性の参画の促進が明記されている。 | 「結婚や出産などを契機に離職した女性が再就職できる機会の確保、男性の育児休業取得の促進に努めます。」に修正します。 |
| 3 | 計画策定の背景についての意見 1996年に「倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画」が策定されて、25年が経過したことになる。その間に、多くの成果（人権意識の深まり）とともに、新たな課題にも取り組みが広がってきた。しかし、時代の変化・社会の変化によって、新たな人権侵害・人権問題が生まれていることは、根本的に人権尊重の理念に沿った変化をたどっていない証拠ではないか。25年間の取組の検証が必要である。 経済優先で一部の権力者のための社会になってきて、格差の拡大、人間性の喪失が進んでいる。同和教育は人間を大切にすることが基本であった。今こそ、同和教育の視点に立ってこの流れに棹（さお）さすべきである。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」 | あらゆる差別をなくする総合計画は、今回で第6次の計画となり、年度毎に関係事業効果の検証、各次計画毎に効果の検証を行っているところですが、令和2年度第1回あらゆる差別をなくする審議会において、効果の検証方法に具体的な基準がないといった指摘をいただいたところです。そのため、今回の計画については、重要目標達成指標及び重要業績評価指標を取り入れ、施策及び事業の目標及び成果を客観的に検証する仕組みを取り入れたところです。 過去25年間の取組の検証につきましては、各次計画毎にその時代に沿った課題を取り入れる等、内容の改訂を行っていることから、検証することは困難ですが、この度、取り入れた仕組みを活用して、今後において継続評価ができる仕組みを検討していきたいと考えます。 |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 4 | 意識調査の結果に基づいて、方向性を決めるることは重要なことだが、課題の捉え方が表面的（数量的）で、深まりが感じられない。数字（%）に表れた実態を一步踏み込んで捉えるべきである。現実はもっと深刻化しているのではないか。 | 総合計画素案の作成にあたっては、人権・同和問題に関する市民意識調査の結果を参考とし、客観的な調査結果を基に課題を整理しました。また、関係団体の代表で構成する「あらゆる差別をなくする審議会」からの意見をいただいているところです。「もっと深刻化している現実」について、具体的かつ重大な課題があれば今後の参考とさせていただきます。 |
| 5 | 第5 子どもの人権 1 現状と課題 「子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援等の取組」と「地域をあげての取組」について、具体的にはどのような取組が効果をあげているのか？ | 「子どもの成長や子育てを支援する環境の整備や仕事と子育ての両立支援等の取組」については、各種保育事業、放課後児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター等の実施。保護者を対象とした各種支援セミナー、子育て教室等の開催。児童指導員の配置による支援体制の充実等の様々な組みを行っています。 「地域をあげての取組」については、今回初めて盛り込んだもので、子どもの成長や子育て支援に、地域の協力が必要でないかとの理由で記載したものです。具体的な取り組みについては、今後検討を進める予定です。 |
| 6 | 第5 子どもの人権 (1) 不登校・いじめ 「子どものいじめや不登校が社会問題となるなか、これまで以上に未然防止や適切な対処が行われるよう、・・」社会問題として、具体的な取組は？ | 全中学校に心の教室相談員を、市教委にスクールソーシャルワーカーを配置し、適宜情報共有を行いながら、いじめ・不登校の未然防止に努めています。また、小学校には学校生活適応支援員を配置しています。その他、校内生徒指導委員会への参加など、生徒指導に関する訪問や、個別の支援会議を随時実施しています。 |
| 7 | 第5 子どもの人権 (2) 児童虐待 児童虐待について「経済的不安などのリスク要因を早期に把握し、適切な支援に・・」予防対策とは？ | 要保護児童対策地域協議会を運営し、随時、訪問や相談、会議の開催等、ケース応じた丁寧な対応を図るなど、予防対策の充実に努めています。 |
| 8 | 第5 子どもの人権 (3) 子どもの貧困 「ひとり親家庭」の実態は？さらに、家庭崩壊に近い（子どもにとって深刻な）家庭の実態は？ | 家庭状況については、それぞれの状況がありますが、本市では、ひとり親家庭を支援できるよう、母子父子自立支援員を配置し、関係機関等と連携した相談支援、自立支援教育訓練費補助、高等技能訓練促進費の給付、児童扶養手当の給付を行っており、今後も継続する予定です。 ひとり親家庭等の実態については、鳥取県が実施した調査情報が公式サイトに掲載されていますので、ご参照ください。 家庭が抱える問題は、外部から見えにくく実態把握が難しいのが現状です。子どもの健やかな成長のためには、各世帯に応じたきめ細かい支援が必要です。行政や関係機関はもちろん、職場や地域住民等の地域とも連携しながら支援を行っていきます。 |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 9 | 第6 高齢者的人権 (3) 社会参加の推進 「老人クラブ」の現状は？ | 近年の状況としては、クラブ数は約50、会員数は約2,000人前後で推移しています。行政の支援として、各地区に生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の通いの場づくりの運営支援や、活動費の支援を行っています。 |
| 10 | 第8 インターネットによる人権侵害 (2) インターネット上での人権侵害行為への対応 「被害の拡大防止」人権侵害に限らず、犯罪行為も急速に拡大しており、対応が後手後手になっている。未然防止を強力に進める必要があるのではないか？ | 本市としても未然防止を強力に進める必要があることを認識していますが、広くインターネット上の有害情報については、本市の取り組みだけで防止することはできません。そのため、法務省等の関係省庁に法規制の強化について継続して要望を行っているところです。 |
| 11 | 包括的差別禁止法の制定に向けた倉吉市のアクションについて知りたい。 | これまで、包括的差別禁止法の制定に向けた取組として、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会を関係団体と共に組織し、「差別禁止法」及び「人権侵害救済法」の制定を求める要求を国に対して行っています。また第6次あらゆる差別をなくする総合計画を策定し、人権教育・同和教育の推進、人権啓発の推進、相談・支援体制の充実の3つの推進方針を掲げ、様々な個別の人権課題における施策を展開し、あらゆる差別をなくする取組を推進していきます。 |
| 12 | 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づく、社会復帰に向けた支援については更生保護団体の活動支援だけではなく、市の空き家対策で居住支援が必要だと感じる。 | 本市の空き家活用事業は、市民と移住者の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的としており、社会復帰に向けた支援として特別な対応を行うことは想定していませんが、居住物件の案内として空き家バンクを活用していただくことも可能です。 |
| 13 | 部落差別について、市内にある人権文化センターがその地域の実情に叶った取り組みや対応を実施していることから、重要な位置づけにあると感じている。市の基本計画に各センターからの意見や企画が反映されているか知りたい。 | 部落差別をはじめあらゆる差別の解消を目指し、人権文化センターの機能充実と職員の資質向上に努めることとしています。本計画は、第12次倉吉市総合計画と一体的に取り組むこととしており、各人権文化センターとの確認及び調整を行っています。 |
| 14 | 第6 高齢者的人権 1 現状と課題 「高齢化が進行する中、認知することが難しい高齢者に対してのオレオレ詐欺を初めとする各種犯罪による金銭的な損害、高齢者と住居を共にする家族による様々な人権問題が深刻な問題としてあります。」というような文言にしていただきたい。 | 表現に好ましくないと感じられる部分があるとのことですので、当該部分を「高齢化が進行する中、認知することが難しい高齢者に対しての特殊詐欺を始めとする各種犯罪による金銭的な損害、高齢者と住居を共にする家族による様々な人権問題が深刻化しています。」に修正します。 |
| 15 | 第7 病気とかかわる人の人権 1 現状と課題 「無らい県運動」と書かれていますが、倉吉市にも責任があるはずですが、そのことに全く触れてないことに違和感を感じえない。何かを記す必要性を考える。 | 国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従った「無らい県運動」は、全国的に官民一体として取組まれ、市町村の枠を超えた運動として、現在では許されない人権侵害事象であると認識しています。そのことを踏まえ、現行の記載が適切であると考えます。 |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 16 | 目次 第6次総合計画の項目 第5次総合計画の各項目は、「各課題の全体像」「現状と課題」「主な施策と方向・方針」を基本とし、第6次総合計画では、「現状と課題」「基本方針」となっていて、「主な施策と方向・方針」が明記していない。第5次に沿った総合計画にすべきだと考える。 | 第6次総合計画においては、計画自体を基本計画と行動計画に分けて策定し、方向性と事業を管理することで、計画の実効性と機動性の向上を目指しました。第5次総合計画に記載されていた具体的な主な施策については、行動計画で管理します。 |
| 17 | 第3章 各人権課題における施策 第9その他の人権侵害 「その他」としてくる必要性はなく、各項目ごとに独立すべきである。 「アイヌ民族」ではなく「先住民族」と表記すべきではないのか。 | 各人権課題における施策については、令和元年度に実施した人権・同和問題に関する市民意識調査の結果から、市民が直接見聞きした差別事象の回答数を分析し、整理したものです。 また、アイヌ民族の表記については、先住民族とともに検討しましたが、先住民族の歴史を認識した上で、現時点で国が公式に認定していること、市の条例においてもアイヌ民族と表記していることから、当該表記といたしました。 |
| 18 | 第1章 計画策定の基本的事項 近年施行された人権関連3法に関する表記がなく、これらの法律の持つ啓発・教育の重要性を明記すべきである。略称「ヘイトスピーチ解消法」は、「ヘイトスピーチ規制法か対策法」の方が一般的に使われている。 | 計画策定の背景に「障害者差別解消法」及び「ヘイトスピーチ解消法」の記述を加えます。 人権関連3法に基づく啓発・教育の必要性については、第2章 人権施策の推進方針の中に記載しています。 「ヘイトスピーチ解消法」は、国においても使用される略称であり、現行の記載とします。 |
| 19 | 第1章 計画策定の基本的事項 第5 計画の構成 「基本計画」と「行動計画（アクションプラン）」 表記の中に「基本計画」と「行動計画（アクションプラン）」とあるが、目次や本文中に表記はなく何を指しているのかわからない。 | 当該箇所で説明をしているほか、「第4章第7 計画の構成図」において、計画の構成図として、図表で説明しております。さらに分かりやすい表記とできるよう、公表資料では工夫を図ります。 |
| 20 | 第2章 人権施策の推進方針 重要目標達成指数（KGI） 「第1 人権教育・同和教育の推進」「第2 人権啓発の推進」「第3 相談支援体制の充実」の3項目のみに、重要目標達成指数（KGI）が設定され、3～4%アップの数値が設定されている。市民意識調査の1項目の内容について数値化して目標値にすることに違和感を感じる。 | あらゆる差別をなくする総合計画においては、この度初めて評価指標という概念を取り入れました。数値的な目標を設定することにも議論がありましたが、個別の推進方針の成果を図るには、数値的な目標値は重要な要素であるとの審議会の議論の結果から設定をしたものです。 |
| 21 | 第3章 各人権課題における施策 第4 外国にルーツを持つ人の人権 1 現状と課題 「現状と課題」の内容の中に、「ヘイトスピーチ規制法」が作られた経緯や実態について記載されていない。 | 「国内においては、近年、都市部を中心に、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動（ヘイトスピーチ）が公然と行われる問題が発生し、平成28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。」との記載を加えます。 |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 22 | 多文化共生の言葉もなく、国際理解・交流だけが人権だとする考えはおかしい。 | 「多文化共生の視点で」という記載を加えます。 |
| 23 | 第5次総合計画までに取り組んだ成果と課題に基づいた分析がなされておらず、市民意識調査の「外国にルーツを持つ人の課題がわからない」といった数値より、「差別的言動等」の数値を出す分析は正しいのだろうか。 当事者たちがどのように感じているのかについても現状という視点で書き込んでほしい。 | 第5次総合計画は、各個別事業の実施評価となっており、以前より成果指標が必要とのご指摘がありました。よって第6次総合計画は、統計調査を分析し、策定した部分が色濃くなっています。市内の差別事象等の数値的な分析は、過去の政策の効果を検証する上で必要な要素の一つであると考えます。 当事者の現状については、関係団体の代表者から意見を聞くなどし、計画に反映させていますが、当事者個人の状況等については、今後、機会を捉えてその把握に努めたいと考えます。 |
| 24 | 第2 基本方針 「教育・啓発・医療・多文化共生理解・相談体制の充実」と全体の項目建てで記載しているが、順番が違うといえる。①理念としての「多文化共生社会」の姿②生活と社会保障(労働も含む)③相談・支援④就学前・学校での取り組み⑤社会教育の取り組み⑥啓発など | こちらの項目建ては、方針の重要性の順に掲載しているような意図はございません。従いまして、原案記載のとおりとさせていただきます。 |
| 25 | 第5次の現状として「国籍条項」「地方参政権」などの問題が記載されていたが、これらが記載されていないのはおかしい。これらの内容は、人権問題ではないのか。 | 国籍条項及び地方参政権については、様々な考え方があり、鳥取県及び県内他市の計画にも記載がない実情を鑑み、第6次総合計画では記載しておりません。 |
| 26 | (1) 就学前教育・保育 「入園するようになってきています。」はもう20数年前からの状況です。具体的に、どの園にもいることを明記すべきです。 ここでいう「国際理解教育」は何を指すのでしょうか。「子どもたちの国際的な人権感覚を高める教育・保育」より「多文化共生社会の一員」を目指すべきではないでしょうか。 | 全ての園に存在するわけではないので、このような表記とさせていただいておりますが、現状として、入園する可能性はどこの園でもあり得るという状況は理解しております。「国際理解教育」「子どもたちの国際的な人権感覚を高める教育・保育」の記述は、第5次総合計画を引き継いでおり、具体施策については行動計画で検討します。 |
| 27 | (2) 学校教育 「外国にルーツを持つ子どもが民族や母国に対する誇りを持ち、自己のアイデンティティを確立できるように支援する」という内容に具体性が見えません。また「保護者への支援活動の推進」とあるが、具体施策が必要だといえます。ダブルの子どもも含め実態と課題調査を行うことが必要ではないか。それに基づく支援策を記入すべきである。 | 具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。 |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 28 | <p>(3) 啓発の推進</p> <p>「市民意識調査の結果では、外国にルーツを持つ人の問題について「わからない」と回答した人は17.9%であり、外国にルーツを持つ人に関して多くの市民がその問題点を理解していない状況にあります。</p> <p>外国にルーツを持つ人が増加している中、外国にルーツを持つ人の人権に関する問題を学習することを通じて、自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てます。」で、何をするのですか。「理解していない状況」が人権条例を作つてから30年近くたっているのにこの評価ですか。何をすべきかを記載すべきです。</p> | <p>平成24年の前回市民意識調査結果と比べ、「外国にルーツを持つ人にとって、どのようなことが支障になっていると思いますか」の問について、「わからない」と回答した人の割合は4.0ポイント低くなっています。また、今回調査でも約8割の人が様々な問題があると解答しています。</p> <p>記載に不十分な点がありますので、「市民意識調査の結果では、外国にルーツを持つ人の問題について、「わからない」と回答した人の割合は17.9%と、平成24年の前回調査結果と比べ4.0ポイント低くなっているものの、依然として高い状況にあります。」と修正します。</p> <p>具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。</p> |
| 29 | <p>(4) 医療保険・国民年金・介護保険等の情報提供</p> <p>本市に住民登録している外国人が健康で安心して生活するための基盤である、公的医療保険・国民年金・介護保険制度等の情報提供を行い、利用しやすい環境づくりを推進するため、実態調査をします。</p> | 制度の情報提供を行い、利用しやすい環境づくりを推進することが第一であると考えます。 |
| 30 | <p>(5) 多文化共生理解</p> <p>「外国にルーツを持つ人やその家族に対しては、外見や名前、言語や生活文化等の違いから、日本国籍の有無に関わりなく民族的な偏見・差別が根強くあります。国籍や民族の異なる人々が互いの文化や宗教、価値観などを学び認め合うことにより、相互理解を深めるとともに外国にルーツを持つ人が地域の担い手として活躍でき、ともに安心・快適に暮らしていく多文化共生の社会づくりに努めます。」のためにこそ、「外国人懇談会」のような意見をくみ取り実践する制度が必要といえる。県外の多くの自治体では、結成し活動している。</p> <p>「また、学習と交流の場として平成26(2014)年度から実施している日本語学習会の内容充実を図ります。」とあるが、学習会の場も必要だが、公共機関や学校、医療施設などに、同時翻訳・会話機や翻訳ソフトなどを使い、母語による理解を深めるようにすることが必要ではないか。</p> | <p>倉吉市では、多文化共生を推進するため、同じ地域に住む外国人と日本人がお互いを理解し、よりよい関係を作り、よりよくくらすために、外国人が中心となって生まれたネットワーク「Toriフレンドnetwork」の活動を支援しており、第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の策定にあたっても、関係者に審議会委員として加わっていただいています。</p> <p>同時翻訳機等については、スマートフォンによりアプリが無償配布されており、専門知識がなくともある程度の意思疎通ができる環境が整っていますが、全ての市民がご存じではないので、活発な利用が進むよう、周知を推進するなど、具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。</p> |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 31 | <p>(6) 相談体制の充実</p> <p>「外国にルーツを持つ児童生徒やその保護者などが、孤立したり、不利益を被ったりすることができないよう、生活、福祉、医療、教育等の相談に対応し必要な支援に努めます。」内容は理解できるが、具体性がなくどのような体制で取り組むのかがわからない。地域ごとに在住する外国にルーツを持つ人のサポートチームを作るなど、担当課を超えての支援システムを作るなどが必要。</p> <p>市報・ホームページで相談窓口の周知や相談内容の公表とあるが、どれだけの人が相談を行っているのだろうか。待ちの活動ではなく、市で「外国人相談員」制度などを当事者とともに立ち上げ、課題をとらえ改善する仕組みを作ることが大事ではないか。</p> | <p>具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。</p> <p>また、同時翻訳機能がスマートフォンで利用できますので、市の窓口でも、こうした機器を使うなど、職員の資質向上に努めます。</p> |
| 32 | <p>*支援体制の確立</p> <p>どの項目にも具体的な支援策が乏しい。外国にルーツを持つとは、文化や社会制度が違うところからきていることが多い。そこに視点を置いて、日本人の一方的な視点ではない施策が必要と思う。</p> <p>＜出産時からの支援策＞</p> <p>外国にルーツを持つ人の出産にかかる母子・父子手帳などの文書は、多言語仕様になっていると思うが、さらに拡大して同時翻訳・会話機やソフトなどの使用を推進し、安心して出産できる体制の充実を図る。</p> <p>＜DV被害者への支援策＞</p> <p>外国籍者等のDV被害に関する相談や支援体制の充実には、日本語対応のみならず母語対応など外国籍者に対する細かな支援を行う体制を作る。</p> | <p>具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。</p> <p>また、国籍を問わず、相談者の状況に配慮した相談対応を行っています。また、外国語対応が必要な場合は、外国出身の相談員が配置されている（公財）鳥取県国際交流財団と連携し、各種相談対応を図っています。</p> |
| 33 | <p>第9 その他の人権侵害</p> <p>①アイヌの人権</p> <p>1 現状と課題</p> <p>「平成 19 (2007) 年、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成 20 (2008) 年に国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。令和元 (2019) 年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法) が施行され、アイヌ施策の推進に関する基本理念や国等の責務が新たに定められました。」とあるが、その基本理念はなんであるのかを明示しなければ課題が見えてこない。市民意識調査の結果は、なぜ低い数値しか表れていないのかを課題とすべきと思う。</p> | <p>市民意識調査の結果については、低い数値となっていますが、調査客体が多くないことから、分析は客観的な視点で慎重に行われるべきであると考えます。</p> <p>アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての市民の理解を深めることを旨とし、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、全国的な視点に立って行われなければならないと考えます。</p> |

| No. | 意見（要旨） | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 34 | <p>2 基本方針 (1) 啓発の推進 啓発と学習機会についての具体的表記が必要だし、アイヌの人たちとの交流の場が大切だと思う。そのためには、市民団体との共同で行うアイヌの人々の歴史や文化、差別の実態についての機会を設け、学校での取り組みなど進める必要がある。</p> | アイヌ先住民族から学ぶ事が沢山あり、今後も理解を深めて行くべきであると理解しています。具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。 |
| 35 | <p>総合計画全体について 今回の総合計画の全体の文章量は、「現状と課題」「基本方針」ともコンパクトにまとめているため、抽象的な表現「啓発を進める」「推進する」「務める」が多く、「現状と課題」として何に取り組んでどのような成果と課題が残ったのかの分析が浅いように感じる。また「基本方針」も令和2年度までに行われてきた事業実施・評価を踏まえたものになっておらず、またその評価も成果にとどいていないものが多い。それはなぜなのかという分析はどうなっているのでしょうか。その原因の一つが、方針を具体化する手立てや施策に工夫がないところにあるのではないでしょうか。また、行政職員の専門的研修、例えば外国籍者の様々な制度や置かれている立場への知識が少ないなど、研修の機会がないことによると思う。</p> | <p>基本計画については、ご指摘のとおりコンパクトにまとめておりますが、具体施策については、行動計画（アクションプラン）で検討します。</p> <p>第5次総合計画は、各個別事業の実施評価となっており、以前より成果指標が必要とのご指摘がありました。第6次総合計画では、具体的な評価項目の設定を行います。</p> <p>ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p> |
| 36 | 審議会も個別課題の部会を設置できる制度は持っているが、専門的な協議がなされているのか不明である。委員の中に、より専門性を持つ人を選ぶことが必要だし、公募による市民参加も進めるべきである。 | 第5次総合計画策定時と同じく、専門部会という形は取っておりません。審議会の委員には、条例上、学識経験者、民間団体の代表者といった専門性を持つ方にお願いしており、現在、公募の設定はありません。 |
| 37 | 今回の総合計画のパブリックコメントは、市のホームページが中心で、行政機関に資料が配布されているというが市民の目に触れる機会はほとんどない。総合計画のスケジュールは、人権意識調査の結果分析も含め、新型コロナ禍の状況とはいえ、時間がかかりすぎている。ましてや市報への掲載もなく、市民の理解・関心・参加に制約がかかっていることは重要な問題である。 | パブリックコメントの実施にあたっては、市の公式サイトでの募集のほか、市立図書館、各人権文化センター、各地区公民館等に紙媒体資料を配架し、可能な限り市民の目に触れるよう配慮しました。市民の目に触れる機会づくりは非常に重要なことであると認識しておりますので、市報掲載のご意見も今後計画的に掲載するよう配慮していきます。 |
| 38 | 人権条例の改定は、逐次行われているが、人権の概念や法律の施行に追いついていない感がする。県の条例も、新たな問題に対する抜本的な見直しや改革へ進んでいる。条例本体の検討を進めていく必要があると思う。とりわけ個別課題の表記の精査をお願いしたい。 | 部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例は、市民や団体等の意見を受け止めながら、審議会等に諮問し、その時代に合った人権問題に対応できるよう、改正をしていく必要があると認識しています。今後も審議会で、条例改正について検討いたします。 |